

我孫子市出産・すくすく子育て応援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、核家族化が進み地域のつながりが希薄となる中で、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国事業実施要綱」という。)に基づき市が実施する我孫子市出産・すくすく子育て応援金(以下「応援金」という。)の給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 市長は、次条に規定する要件を満たす者に、次に掲げる応援金を支給する。

- (1) 出産応援金
- (2) すくすく子育て応援金

(支給要件)

第3条 この要綱に基づき応援金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、応援金の支給を申請する日において本市の住民基本台帳に記録されている者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者その他市長がやむ得ない事由があると認める者である場合は、本市に居住している者)であって、次の各号に定める応援金の区分に応じ、当該各号に定めるもの(保健師、助産師その他市長が指定する者の面談(以下単に「面談」という。))を受け、国事業実施要綱に基づく伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の適切な実施のために関係機関等が相互に必要な情報を確認し、及び共有することについて同意し、並びに本市以外の市町村(特別区を含む。)から国事業実施要綱に基づく支給を受けていない旨を申告する者に限る。)とする。

- (1) 出産応援金 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定により妊娠の届出（以下「妊娠の届出」という。）をした妊婦であって、医師又は助産師が妊娠の事実を確認したもの（妊婦であった者を含む。）（以下「支給妊婦」という。）
- (2) すくすく子育て応援金 日本国内に住所を有し、かつ、日本国内に居住する対象児童（すくすく子育て応援金の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者又は出生の日において日本国内に住所を有していたがすくすく子育て応援金の支給の申請をする日までに死亡した対象児童を養育していた者（以下これらを「支給養育者」という。）。ただし、対象児童に係る支給養育者が2人以上いる場合は、そのうちの1人に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、すくすく子育て応援金は支給しない。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人
- （支給額）

第4条 この要綱に基づき支給する応援金の額は、次の各号に定める応援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 出産応援金 支給妊婦の妊娠1回につき5万円
 - (2) すくすく子育て応援金 対象児童1人につき5万円
- （支給申請）

第5条 応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、面談を受けた後に、我孫子市出産・すくすく子育て応援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 医師又は助産師が妊娠の事実を確認した書類。ただし、出産応援金の

支給の申請をする場合に限る。

(2) 市長が別に定めるアンケート

(3) 申請者の本人確認書類の写し。ただし、申請の際に原本を提示した場合を除く。

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、出産応援金の支給の申請をする前に流産し、又は死産した場合及びすくすく子育て応援金の支給の申請をする前に対象児童が死亡した場合は、面談及び前項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、次の各号に定める応援金の区分に応じ、当該各号に定める期間に応援金の支給の申請を行わなければならない。

(1) 出産応援金 妊娠中。ただし、災害その他申請者の責めに帰することができない事由により申請者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合には、当該事由がなくなった後3月を経過する日までとする。

(2) すくすく子育て応援金 対象児童の出生の日から5月を経過する日まで（以下この号において「申請期間」という。）。ただし、災害その他申請者の責めに帰することができない事由により申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合には、当該事由がなくなった後3月を経過する日かつ対象児童が3歳に達する日前までとする。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、応援金の支給の可否を決定し、我孫子市出産・すくすく子育て応援金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により応援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、応援金の支給を受けようとするときは、支給の決定の通知が届いた日から起算して30日以内に、振込先口座の金融機関名、口座番号及

び口座名義人が分かる書類を添付して、我孫子市出産・すくすく子育て応援金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）により市長に請求しなければならない。この場合において、支給決定者が代理人に応援金の受取を委任するときは、次に掲げる書類を併せて添付しなければならない。

- (1) 支給決定者の申請者の本人確認書類の写し。ただし、請求の際に原本を提示した場合を除く。
- (2) 委任状。ただし、支給決定者が請求書の代理人欄及び委任欄への記載を行った場合を除く。
- (3) 代理人が当該代理人本人であることを示す本人確認書類の写し。ただし、請求の際に原本を提示した場合を除く。

（申請を行わなかった場合等の取扱い）

第8条 支給対象者が、第5条第3項に規定する申請期限までに、同条第1項の規定による申請を行わなかった場合は、当該支給対象者は応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第6条の規定により応援金の支給の決定を行った後、申請書又は請求書の不備による振込不能その他支給決定者の責めに帰すべき事由により応援金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該応援金の支給の申請は取り下げられたものとみなす。

（支給決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により応援金の支給を受けた者がいるときは、当該応援金の支給の決定を取り消し、その者から当該応援金の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日以後に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。次項において同じ。）及び同日以後に妊娠の届出をした支給妊婦並びに同日以後に出生した日本国内に住所を有し、かつ、日本国内に居住する対象児童を養育する支給養育者及び同日以後に出生した児童であって、出生の日において日本国内に住所を有していたがすくすく子育て応援金の申請をする日までに死亡したものを養育していた支給養育者から適用する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年4月1日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前まで（以下「遡及期間」という。）に出生した児童の母及び遡及期間に妊娠の届出をした支給妊婦（以下これらを「遡及支給妊婦」という。）並びに遡及期間に出生した児童であって、すくすく子育て応援金の支給の申請をする日において日本国内に住所を有し、かつ、日本国内に居住するものを養育する支給養育者及び遡及期間に出生した児童であって、出生の日において日本国内に住所を有していたが、すくすく子育て応援金の申請をする日までに死亡したものを養育していた支給養育者（以下これらを「遡及支給養育者」という。）は、面談を受けない場合であっても、支給対象者の要件（面談を受ける部分に限る。）を満たすものとする。
- 3 第5条第3項各号の規定にかかわらず、遡及支給妊婦及び遡及支給養育者である申請者（以下「遡及申請者」という。）は、施行日から6月を経過する日まで（以下「遡及申請期間」という。）に応援金の支給の申請を行うものとし、災害その他遡及申請者の責めに帰することができない事由により、遡及申請期間に応援金の支給の申請を行うことができなかった場合は、当該事由がなくなった後3月を経過する日又は令和6年2月29日までのいずれか早い日まで

に当該申請を行うものとする。

様式第1号（第5条関係）

我孫子市出産・すくすく子育て応援金支給申請書

（出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフト該当事業）

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 氏名 _____（続柄： _____）

住所 _____

前住所（妊娠・出生届出日時点で現住所と異なる場合）

電話番号 _____

該当する項目を☑し、必要項目を記入してください。

出産応援金

支給妊婦氏名： _____ 生年月日： _____

妊娠届出日： _____ 年 月 日

すくすく子育て応援金

対象児童氏名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日

応援金の支給を希望します。

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産・子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況、産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、提出されたアンケートの結果、子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することを同意します。

署名 _____

署名日 _____ 年 月 日

応援金の支給を希望しません。